

「平成31年度高知県中小企業設備資金利子補給制度」の取扱開始について

高知銀行（頭取 森下勝彦）は、高知県中小企業設備資金利子補給制度（以下「本制度」とします）の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

本制度は高知県との契約に基づき、高知県内の中小企業者等の皆さまが、高知県の認定を受けて生産性の向上に資する設備投資を行う場合に、高知県から最大1%、最長10年間の利子補給を得られる制度で、昨年度に引き続き取り扱いをいたします。

当行は、高知県と連携を図りながら、本制度の活用等を通じて、地域の中小企業等の皆さまの設備投資をサポートすることで、地域経済の活性化に貢献してまいります。

記

【本制度の概要】

事業名	要件	業種制限	利子補給の対象となる融資限度額	補給率	補給年数（うち据置）
経営計画・事業戦略型	商工会・商工会議所支援のもと経営計画を策定、または高知県産業振興センター支援のもと事業戦略を策定すること	なし	2,000万円	1%以内	10年以内 (2年以内)
先端設備等導入計画型	商工会・商工会議所支援のもと経営計画を策定、または高知県産業振興センター支援のもと事業戦略を策定のうえ、先端設備等導入計画を策定し、市町村の認定を受け、あるいは経営革新計画を策定し高知県の承認を受けること	なし	5,000万円	1%以内	10年以内 (2年以内)
生産性向上計画型	商工会・商工会議所支援のもと経営計画を策定、または高知県産業振興センター支援のもと事業戦略を策定のうえ、生産性向上計画を策定すること	製造業に限る	1億円	1%以内	10年以内 (2年以内)

以上

【本件に関するお問い合わせ】

高知銀行 地域連携ビジネスサポート部
担当：浜口 TEL 088-871-1304